

令和4年9月9日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和4年9月9日（金）午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 井戸克典

会議録署名委員 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

議 長 皆さんこんにちは、近頃話すことという、新型コロナウイルスの話が中心になっておりますが、8月の状況に比べるといくらか落ち着いてきたかなという感じがしますけれども、新規感染者数が多いことには変わりはなく、油断できない状況が続いております。皆様も十分お気を付けてください。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告について、事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、530㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和4年8月20日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,343㎡、他2筆、合計2,158㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和4年8月12日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、770㎡、他1筆、合計1,370㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和4年8月15日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6,046㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和4年8月15日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、869㎡、他6筆、合計3,085㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和4年8月19日です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、730㎡、他1筆、合計1,437㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和4年8月15日です。以上、合意解約の報告です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の合意解約について、ご意見ご質問ございませんか。

（なしの声）

議 長 ないようですので、ご報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎

それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1279㎡、他2筆、合計3,057㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間30,000円、口座払い、期間は令和4年10月1日から令和10年9月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6,198㎡の内6,163.52㎡、他2筆、合計11,652.70㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年10月1日から令和24年9月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,987㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年10月1日から令和34年9月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、833㎡、他1筆、合計5,575㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年10月1日から令和34年9月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、954㎡、他1筆、合計1,101㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、869㎡、他6筆、合計3,085㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間100,000円、口座払い、期間は令和4年10月1日から令和14年9月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,500㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年10月1日から令和10年9月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,872㎡の内4,862.65㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年10月1日から令和29年9月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,779㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年10月1日から令和14年9月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、968㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年10月1日から令和24年9月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,081㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、7,157㎡、他1筆、合計12,539㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年10月1日から令和14年9月30日の新規です。合計12件、25筆、55,187.35㎡、貸し手13名、借り手1名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番から4番について、異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番、6番について、異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番について、異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番について異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番、10番について異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番について異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番について異議ございません。

議 長 はい、利用権の設定12件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申し出がございましたので事務局からの説明をお願いします。

農振課 山崎 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2、121㎡、他3筆、合計8、971㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は583万円、支払方法、支払期限は口座払い、令和4年9月30日、所有権移転の時期は令和4年9月30日です。合計1件、4筆、8、971㎡、売り手1名、買い手1名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、所有権の移転について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これはあっせんを行った案件です。異議ございません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法等に係る議案は終了いたしました。山崎君ありがとうございます。

(農振課 山崎 退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日、欠席委員さんにはございません。本日の会議録署名委員に、18番松本委員さん、19番峯園委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第5号農地の形状変更願いについて、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせ

ん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第3号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

井戸 事務員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は133㎡、他1筆、合計167㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は39㎡、他3筆、合計269㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は736㎡、他4筆、合計3,963㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上3件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは第3条申請の逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。

議 長

はい、以上3件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長

2ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,953㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は長屋住宅2棟18戸、531.68㎡、駐車場等、1,421.32㎡、合計、1,953㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和元年10月25日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接している第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。9月7日に行った現地調査について報告します。当日は午前8時半頃に〇〇〇〇で集合し、〇〇〇〇委員さん、事務局長、係長と

私で、4条1件、5条11件、2条2件、形状変更1件の合計15件の現地調査をして参りました。今回は件数が多かったのに加え、〇〇〇〇、〇〇〇〇等調査の対象が広範囲であったため、終了したのは3時半頃でした。それでは4条申請について報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約500mのところであり、現況は畑です。隣接の状況及び周囲への影響については、東側は市道、西側は公衆用道路と水路、南側は畑と宅地、北側は申請者所有の畑と宅地となっております。隣接する農地についてはすべて同意書をもっており、水利同意についても〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意をもってしております。転用理由については、申請人は農業の規模縮小を考えており、この度、長屋住宅用地として転用するものです。転用内容については、長屋住宅（2棟18戸）駐車場（27台）、盛土を13～47cmします。排水については、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、申請地南東側市道側溝へ放流、雨水は新設U字溝を經由し申請地北西側水路に放流するとのことです。許可相当として問題ないと思われまます。以上です。

議 〇〇番 議	長 委員 長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。1番について、異議ございません。
		はい、議案第2号農地法第4条申請1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 議	全員 長	異議なし。 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	3ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は274㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫、60㎡、駐車場等、214㎡、合計274㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっております。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は284㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、96.93㎡、庭園・駐車場等、187.07㎡、合計284㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっております。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（準工業地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は290㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、136.63㎡、駐車場等、153.37㎡、合計290㎡、着工日、工事期間は許可日より11ヶ月以内、農用地の内外は令和4年6月20日抜きとなっております。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は、河川、道路、住宅地に囲まれた小集団の農地であり、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、

面積は2.71㎡、他1筆、合計40.71㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は事業全体で露天駐車場3台、319.86㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和4年6月20日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は、河川、道路、住宅地に囲まれた小集団の農地であり、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は453㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、182.18㎡、駐車場等、270.82㎡、合計453㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和4年6月20日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は、道路、住宅地に囲まれた小集団の農地であり、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は404㎡、他1筆、合計498㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は美容院店舗、24.00㎡、進入路・駐車場・多目的交流スペース、474㎡、合計498㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和4年6月20日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接している第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は208㎡、他2筆、合計482㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は事業全体で分譲住宅2棟、126.63㎡、駐車場・道路等、477.17㎡、合計603.80㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は、住宅地に囲まれた小集団の農地であり、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,140㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設、1,140㎡、49.5kW、パネル168枚、着工日、工事期間は許可日より4ヶ月以内、農用地の内外は令和2年1月28日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は245㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模はドッグラン、245㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成18年5月24日抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は886㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設、886㎡、49.5kW、パネル158枚、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和3年10月4日抜きとなっ

ています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で第2種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,146㎡、他1筆、合計1,178㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設、1,178㎡、49.5kW、パネル160枚、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和3年10月4日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で第2種農地です。以上11件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。農地法第5条申請の現地調査について報告します。1番申請場所は〇〇〇〇より北西へ約50mのところであり、現況は休耕畑です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は宅地、西側は公衆用道路と山林と雑種地、南側は公衆用道路と宅地、北側は譲渡人所有の畑と里道と山林となっております。隣接同意、水利同意については共に不要です。転用理由については、譲渡人は、相続により取得したが、管理が負担となっていたところ、この度、話がまとまり、農業用倉庫及び駐車場用地として転用するものです。転用内容については、農業用倉庫1棟、駐車場(3台)切土、盛土はありません。排水については、雨水は自然浸透及び申請地西側の道路側溝へ放流することです。許可相当と思われます。2番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約250mのところであり、現況は休耕畑です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は市道、西側、南側は貸人所有の畑、北側は貸人所有の畑と宅地となっております。隣接同意、水利同意については共に不要です。転用理由については、借人は実家の近くで住宅用地を探していたところ、祖父である貸人との話がまとまり、転用するものです。30年間の土地使用貸借契約です。転用内容については、住宅1棟、駐車場、切土、盛土はありません。排水については、合併処理後、雨水とともに申請地東側の市道側溝へ放流することです。許可相当と思われます。3番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約250mのところであり、現況は畑です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は貸人所有の畑。西側は宅地、南側は県道、北側は貸人所有の畑となっております。隣接同意、水利同意については共に不要です。転用理由については、借人と貸人は親子です。借人は実家の近くで住宅用地を探していたところ、父である貸人との話がまとまり、転用するものです。50年間の土地使用貸借契約です。転用内容については、住宅1棟、駐車場、切土、盛土はありません。排水については、合併処理後、雨水とともに申請地南側の県道側溝へ放流することです。許可相当と思われます。4番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約300mのところであり、現況は休耕畑です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は畑と公衆用道路と雑種地、西側と

南側は宅地、北側は公衆用道路と宅地となっております。隣接する農地1筆については同意書をもっており、水利同意についても〇〇〇〇代表者の同意をもってしております。転用理由については、譲受人は隣接地〇〇〇〇を作業場として利用していましたが、来客及び従業員用の駐車場が手狭となっていたため、この度、話がまとまり、駐車場用地として転用するものです。転用内容については、露天駐車場（5台）、盛土45cm～1.5mです。排水については、雨水自然浸透とするとのことです。許可相当と思われます。5番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約450mのところであり、現況は休耕畑です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は宅地と用悪水路、西側は畑、南側は県道、北側は貸人所有の田となっております。隣接する農地1筆については同意書をもっており、水利同意についても〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意をもってしております。転用理由については、借人は実家の近くで住宅用地を探していたところ、義父である貸人との話がまとまり、転用するものです。30年間の土地使用貸借契約です。転用内容については、住宅1棟、駐車場、盛土20～43cmです。排水については、合併処理後、雨水とともに申請地南側の県道側溝へ放流するとのことです。許可相当と思われます。6番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約100mのところであり、現況は畑です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は畑、西側は水路と宅地、南側は貸人所有の畑と雑種地、北側は畑となっております。隣接する農地についてはすべて同意書をもっており、水利同意についても〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意をもってしております。転用理由については、借人と貸人は親子です。借人は美容院を開店するため用地を探していたところ、この度、父である貸人との話がまとまり、転用するものです。期間の定めのない土地使用貸借契約です。転用内容については、美容院店舗1棟、多目的スペース、駐車場（8台）、盛土90cmです。排水については、合併処理後、雨水とともに申請地西側の水路へ放流するとのことです。許可相当と思われます。7番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約150mのところであり、現況は休耕畑です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は宅地、西側は畑と宅地、南側は市道、北側は宅地となっております。隣接する農地1筆については同意書をもっており、水利同意についても〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意をもってしております。転用理由については、譲渡人は遠方に住んでおり、耕作が困難なことから、この度、話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容については、分譲住宅2棟、切土15cm、盛土70cmです。排水については、合併処理後、雨水とともに申請地南側の市道側溝へ放流するとのことです。許可相当と思われます。8番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約350mのところであり、現況は休耕畑です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は畑と公衆用道路、西側は畑と墓地と公衆用道路、南側は畑、北側も畑となっております。隣接する農地についてはすべて同意書をもってしております。水利同意については不要です。転用理由については、譲渡人は高齢のため耕作しておらず、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として転用す

るものです。転用内容については、太陽光発電施設（パネル168枚設置、49.5kw発電設備）、切土、盛土はありません。排水については、雨水は自然浸透とするとのこと。許可相当と思われます。9番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約150mのところであり、現況は畑です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は市道、西側は宅地、南側は市道、北側は雑種地となっております。隣接同意、水利同意については共に不要です。転用理由については、譲渡人が遠方に引っ越すことになり、管理が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、ドッグラン用地として転用するものです。転用内容については、ドッグラン（犬の運動場）、切土、盛土はありません。排水については、雨水は自然浸透とするとのこと。許可相当と思われます。10番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約400mのところであり、現況は休耕田です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は田と里道と水路、西側は譲渡人所有の田と里道、南側は田と墓地、北側は田となっております。隣接する農地についてはすべて同意書をもってしております。水利同意については不要です。転用理由については、譲渡人は農業の規模縮小を考えていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として転用するものです。転用内容については、太陽光発電施設（パネル158枚設置、49.5kw発電設備）、切土、盛土はありません。排水については、雨水は自然浸透とするとのこと。許可相当と思われます。11番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約300mのところであり、現況は休耕田です。隣接の状況及び周囲への影響ですが、東側は譲渡人所有の田と水路、西側は市道と水路、南側は田、北側は譲渡人所有の田と水路となっております。隣接する農地についてはすべて同意書をもってしております。水利同意については不要です。転用理由については、譲渡人は農業の規模縮小を考えていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として転用するものです。転用内容については、太陽光発電施設（パネル160枚設置、49.5kw発電設備）、切土、盛土はありません。排水については、雨水は自然浸透とするとのこと。許可相当と思われます。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いしますが、4番に〇〇〇〇委員の案件がございますので、4番を除いて逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。
はい、2番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。
はい、3番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。
はい、5番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。5番について異議ございません。
はい、6番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。6番、7番について異議ございません。
はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番について異議ございません。
議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番について異議ございません。
議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番、11番について異議ございません。
議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請10件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇委員退席願います。
(〇〇〇〇委員退席)

議 長 それでは、農地法第5条申請の4番について逐条審議をお願いします。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番について異議ございません。
議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇〇〇委員どうぞ。
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願
松平 係長 7ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は186㎡、他1筆、合計614㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、昭和63年頃から耕作されておらず、その後は、土木建設用の資材置場として利用され、現在に至っています。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は200㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、昭和63年頃から耕作されておらず、その後は、土木建設用の資材置場として利用され、現在に至っています。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2条申請について、1番と2番については、一塊の土地ですのでまとめて説明します。申請場所は〇〇〇〇より西へ約100mの場所で、現況は雑種地です。隣接の状況及び周囲への影響については、東側は市道、西側は用悪水路、南側は田、北側は市道と用悪水路となっています。非農地となった経緯、理由については、申請地は、昭和63年頃から耕作されておらず、その後は土木建設用の資材置場として利用され、現在に至っていますとのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、現況も農地ではないので特に問題はないと思います。以上です

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番について異議ございません。
議 長 はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願2件、

異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長 異議なし。
それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 8ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は746㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。形状変更について報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約150mの場所で、現況は休耕畑です。隣接の状況及び周囲への影響については、東側は田と宅地と市道、西側は県道、南側は田と宅地、北側は宅地となっております。隣接農地の同意は全てもらっており、〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意をもらっております。形状変更理由については、水はけが悪いため、盛土して野菜畑にしたいとのことです。盛土の高さは35～55cmです。雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題はないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長 はい、議案第5号農地の形状変更願1件、異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長 異議なし。
それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は565㎡、他6筆、合計3,799㎡、作物は4062、他5筆が梅、10アール当たりの収穫量は2,000～3,000kg、希望価格は6筆で200万円、4084-1がみかん、10アール当たりの収穫量は3,000kg、希望価格は75万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の農地について説明します。今回、〇〇〇〇さんから、高齢で通って耕作するのが困難になってきたということで、あっせん申出がありました。農地の状況についてですが、梅畑の方から説明します。この農地は若干傾斜がある農地となっておりますが、道路沿いにあり便利はいいです。日当たりも良く条件的に問題ないと思います。次にみかん畑についてですが、この畑は山の尾根で平地となっております。この農地も市道沿いにあるため便利は良く、日当たりについても問題ありません。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第6号農地等売渡あっせん申出1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようですのであっせんすることに致します。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名をお願いします。以上であっせんについて、委員さん方ご苦勞ですが、よろしくをお願いします。以上あっせんについて、委員さん方ご苦勞ですが、よろしくをお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は423㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和4年8月11日、価格は40万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は971㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和4年8月11日、価格は150万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんです。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は394㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和4年8月11日、価格は40万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんです。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は800㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和4年8月11日、価格は50万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんです。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は333㎡、他2筆、合計2,378㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和4年8月11日、価格は500万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんです。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は529㎡、他1筆、合計564㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和4年8月19日、価格は400万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんです。以上6件、ご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦勞様でした。只今の報告についてあっせんの顛末をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8月11日に売渡人、買受人、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員と私の5人で〇〇〇〇において話し合いを行った結果40万円で成

立いたしました。続いて2番、8月11日に売渡人、買受人、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員と私の5人で〇〇〇〇において話し合いを行った結果150万円で成立いたしました。買受人の〇〇〇〇さんは認定農業者です。3番、8月11日に売渡人、買受人、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員と私の5人で〇〇〇〇において話し合いを行った結果40万円で成立いたしました。4番、8月11日に売渡人、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員と私の4人で〇〇〇〇において話し合いを行った結果50万円で成立いたしました。5番、8月11日に売渡人、買受人、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員と私の5人で〇〇〇〇において話し合いを行った結果500万円で成立いたしました。買受人の〇〇〇〇さんは認定農業者です。以上です。

議 長
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。6番。
〇〇番〇〇です。8月19日に売渡人、買受人、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員と私の5人で売渡人宅において話し合いを行った結果400万円で成立いたしました。買受人の〇〇〇〇さんは認定農業者です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。報告第1号の6件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長

ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長

12ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,275㎡の内2,89㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は424㎡の内4,00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は154㎡の内2,25㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は525㎡の内2,25㎡、賃貸人は〇〇〇、(亡)〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は85㎡の内2,25㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は145㎡の内2,25㎡、賃貸人は〇〇〇、(亡)〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現

- 況共に田、面積は1,047㎡の内2.25㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は903㎡の内2.25㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。以上8件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。報告第2号の8件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。
- 松平 係長 15ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,146㎡の内148㎡、届出人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫63.77㎡、転用面積148㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。報告第3号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。8月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条申請4件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。長時間に亘り慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

午後 3 時終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 8 番 委員

1 9 番 委員

議 長